

税 理 士 の 最 強 ツ ー ル

TAINS だより

Tax Accountant Information Network System

2019 秋 号

VOL25 No.220
2019年10月15日発行



コキア

TAINS だより秋号をお届けします。

今年も、台風による甚大な被害が各地に発生しています。被災された先生方には、お見舞い申し上げます。

とうとう消費税増税・軽減税率制度が施行され、現場では混乱も生じており、今後の経理処理が思い悩まされそうですね。

今号をもちまして事業部長の任期が終わり、私の挨拶もこれで最後になりますが、今まで以上に、TAINS をご愛顧していただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日税連税法データベース
蓮間 好一

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君
(消費税担当)



もろ君
(諸税担当)



ちーちゃん
(地方税担当)



あいちゃん
(相続税担当)



ほう君
(法人税担当)



ところ君
(所得税担当)

Contents / 目次

2019 秋号
VOL25 No.220

- 新会長の挨拶 _____ 2
日税連税法データベース 会長 西村 高史
- 新役員の紹介 _____ 3
- TAINS役員が語る活用法 _____ 4
常務理事 坂本 勝哉
- 特別寄稿 『民法相続法改正と税理士実務』 _____ 6
税理士 小林磨寿美
- メールニュース (2019年7月～2019年8月収録) _____ 16
- DB収録情報、会員数 _____ 22



ご挨拶

一般社団法人 日税連税法データベース
会長 西村 高史

去る9月24日開催の第9回定時社員総会において、任期満了に伴う理事及び監事の改選が行われ、翌25日開催の臨時理事会において代表理事(会長)に選任されました。高田住男前会長の路線を引き継ぎ、税理士情報ネットワークシステム、いわゆるTAINS(タイムズ)のより一層の充実と会員増強に努めてまいります。

昨年12月に、TAINSは第6世代システム(TAINS6)へのリニューアルを行いました。TAINS6では、新しい機能やコンテンツを加え、従来のTAINSと比べ利便性が格段に向上しています。

TAINSキーワードを知らないユーザーでも、TAINS側で予め用意した3つのキーワードの組み合わせを選択して検索するプリセット機能や、フリーワード検索でユーザーが検索窓に文字を入力すると途中からキーワードの候補が現れるレコメンド機能を使えば、的確な検索結果を得ることができます。

また、新しいコンテンツとして、判決の内容を税理士視点の切り口で400字程度にまとめた「要点」を追加しました。併せて、ユーザーが収録情報1件ごとに「いいね」をつけることができるようになっていますので、役に立ったと思えば「いいね」ボタンをクリックしてください。「いいね」が多くついている収録情報は、税理士の役に立つものと判断できます。これも新しいコンテンツといえるでしょう。

更に会費・利用料の支払については、年払いやクレジットカードを選択することができるようになりました。

昨年12月のTAINS6リリース後も、会員の声を受けて、毎月のようにシステムの改善を重ね、利便性を高めています。会員の皆様のご満足を得られるよう他の役員、委員、編集員、職員共々、努力してまいり所存ですので、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

新 役 員 の 紹 介

役員任期満了に伴う改選が行われ、9月24日に開催された第9回定時社員総会、翌25日に開催された第1回臨時理事会において、次のとおり27名の新役員が選任された。

会 長	西 村 高 史 (名古屋会)
副 会 長	石 原 健 次 (近畿会)
	池 田 直 樹 (近畿会)
	酒 井 啓 司 (四国会)
専務理事	大久保 道 男 (名古屋会)
	高 橋 誠 (中国会)
常務理事	蓮 間 好 一 (北陸会)
	土 屋 巧 (東海会)
	清 水 一 男 (東京地方会)
	上 田 健 一 (北海道会)
	水 澤 裕 (東北会)
	坂 本 勝 哉 (東京会)
	平 井 貴 昭 (東京会)
	工 藤 重 信 (東北会)
理 事	大 森 行 雄 (東京地方会)
	伊 藤 正 彦 (千葉県会)
	水 庭 清 隆 (関東信越会)
	神 田 有 啓 (近畿会)
	小 関 剛 史 (名古屋会)
	岡 崎 克 郎 (北陸会)
	西 宏 昌 (中国会)
	二 川 博 之 (四国会)
	香 月 昭 二 (九州北部会)
	若 杉 裕 二 (南九州会)
	山 元 勝 成 (沖縄会)
監 事	山 渡 文 雄 (東京会)
	平 昌 彦 (名古屋会)

TAINS 6

TAINS 役員が語る活用法

日税連税法データベース 常務理事 坂本勝哉

TAINS6 にログインした後の検索画面について

TAINS6は判決や裁決、通達等を検索できる税法データベースのみならず、雑誌目次・提携出版社等・外部サイト（国税庁・国税不服審判所）のデータを横断的に検索できます。

☆プリセット検索

税理士が日常業務で検索するであろう検索ワードがあらかじめ用意されており、プルダウンタブで文字列を選ぶだけで簡単に情報を検索できる仕組みです。

一例として、プルダウンの大分類（左）に「所得税」、中分類（中）に「収入金額」、小分類（右）に「債務免除益」の各タブを選択して「検索ボタン=虫メガネ」を押すと、「所法36」「収入金額」「債務免除益」といった文字列によるAND検索ができます。



検索結果の表示は「TAINS キーワード」を対象とした検索が初期設定となっています。

タイトルや概要、本文なども対象に検索したい場合は、検索結果一覧画面の「検索対象を変更する」で「全文」をクリックすること検索できます。

なお、検索条件を変更して再度検索する場合には、GoogleChrome のキャッシュ機能により、検索した文字列がパソコン上に残ってしまうこともあるため、再度検索する場合は、ブラウザの戻るボタンではなく画面上部の「トップ」か「検索トップ」をクリックし、検索トップ画面に戻ってから再度検索して下さい。



「TAINS 以外のサイトとの連携」

また、判決・裁決のタブの他に「雑誌目次」「提携サイト」「外部サイト」のタブをクリックすることにより他コンテンツ・他社サイト等での検索結果の一部分を閲覧できます。

「雑誌目次」

「雑誌目次」では、「税理」「税務通信」「速報税理」「税経通信」「国税速報」「Profession Journal」「税務弘報」「税務事例研究」「税研」「国際税務」「税務事例」「T & A master」「書籍・その他」の目次を掲載しています。税法データベースの検索結果一覧画面では、各々の検索結果の左下部に「関連する雑誌目次を見る」のリンクを設けており、当該判決と同じ判決年月日、同じ裁判所の事件を取りあげている雑誌の目次情報を確認できます。



また、「雑誌目次」のみについて検索したい場合、「TAINS コードなど、細かい条件を指定して検索」の検索方法の下部、「判決・裁決の検索条件」の次に「雑誌目次の検索条件」の項目があります。「+」印を開くと、

税区分（通則・所得税等）・検索資料（税理・税経通信などの雑誌種別）・Vol / No（号数）・ページ番号・肩書・著者・テーマ/タイトル・判決日付等・雑誌発行月などの詳細な検索の設定が可能です。

「提携サイト」

「提携サイト」では、第一法規の「D1-Law.com」「DHCプレミアム」「スタンダード」を対象とした検索ができます。「フリーワード検索」に文字列を入力するか「検索結果一覧」のキーワード欄に文字列を入力し「提携サイト」のタブをクリックすると、入力した文字列を含む情報を検索できます。

検索結果をクリックすると外部サイトへの移動表示と提携サイトへのリンクが表示されますのでリンク URL をクリックすることにより第一法規のサイトへアクセスできます。

「提携サイト」は執筆日現在第一法規の「D1-Law.com」「DHC プレミアム」「スタンダード」のみですが、今後清文社の「税 navi」、プロフェッションネットワークの「ProfessionJournal」他のサイトを増やすべく準備中です。

☆TAINSコードなど、細かい条件を指定して検索

「TAINSコードなど、細かい条件を指定して検索」では、日付や税区分等を指定した検索ができます。その中から次の2種類の検索を紹介します。

「日付で検索」

裁判の判決の日付欄に、期間を入力して検索するものです。

調べたい判決・裁決の年月日がわかっている場合には、開始と終了の両方に同じ日付を設定し「検索」を押すことで期日指定による検索ができます。

検索結果表示後に、再度検索条件を設定する場合「判決・裁決の検索条件」を「クリア」ボタンをクリックした後、検索条件を再度設定し「検索」ボタンをクリックし検索して下さい。

「その他の検索条件」

「その他の検索条件」は“Z”や“J”その他のTAINSコード（分類のための見出し情報）を直接入力し検索する方法と行政文書に含まれる文字列を入力し検索する方法があります

☆フリーワード検索

フリーワード検索は、任意の文字列を入力し検索するものです。

入力した文字列について検索エンジンのアナライザーで分析し、文字列の一部又は全部に一致する語を持つ情報を検索します。

なお、入力に際しては以下の条件設定検索も可能です。「所得税 収入金額」とした場合は「所得税」と「収入金額」の文字列の一部又は全部を含む情報を検索します。（AND 検索）

「所得税 OR 収入金額」とした場合は「所得税」と「収入金額」のいずれかの文字列の一部又は全部を含む情報を検索します。なお、「OR」は半角で入力し、その前後にスペースを挿入します。（OR 検索）

TAINS5 から TAINS6 になりデータベースは日々進化しています

検索のポイントは、決して難しくありません。

まずは 30日間無料のお試し会員から始めてみて、全国の税理士の英知の結晶である TAINS のデータベースを皆さんの業務にお役立て下さい。

民法相続法改正と税理士実務

東京地方税理士会 小林磨寿美

相続についての基本的ルールを定める民法相続法について、約 40 年ぶりに改正するための法律が成立し、その主な部分が 2019 年7月に施行され、同日以後に開始する相続について適用されることとなった¹。本稿は、この改正民法相続法の概要を説明し、特に税理士業務に関係が深い部分について、税理士の立場から検討を行うものである。

I 相続と財産及び債務の承継

民法相続法の改正について、各項目に踏み込む前に、まずは、相続による財産と債務の承継について、民法における基本的な考え方を整理する。

1. 財産の承継

(1) 共同相続と財産の承継

そもそも相続とは、亡くなられた者の財産を生きている者に帰属させるための制度である。相続人が複数の場合には共同相続になり、相続財産を相続人間で分ける必要がある。これが遺産分割であり、どのような割合で分割するかが決まっている必要がある。民法 899 条では、「各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する」と規定されており、この相続分には、相続人間の公平の観点から法律で定められた「法定相続分」の他に、被相続人の意思の尊重の観点から設けられた「指定相続分」がある。

今回の民法相続法の改正には、この遺産分割における基本ルールを補正するものが多くみられる。

(2) 特別受益者の相続分

共同相続人の中に、被相続人から特別受益を得ていた者がいる場合、その被相続人の遺産について、法定相続分のまま遺産分割するのでは不公平が生じると考えられる。

ここで、特別受益の対象となる贈与とは、「遺贈」、「婚姻・養子縁組のための贈与」、「生計の資本としての贈与」の3つの形式のものである。生計の資本としての贈与とは、生計の基礎として役立つような財産上の給付をいい、例えば、居住用の不動産の贈与、居住用不動産の取得のための金銭の贈与、営業資金の贈与、借地権の贈与、月々の多額の送金、相続人の債務を被相続人が肩代わりして支払った場合に被相続人が求償権を放棄したとみられる部分、あまりに多額な生命保険、特別な教育を受けさせるための金銭の贈与、そして、自社株式の贈与などが該当する。

民法 903 条1項では、各相続人間の公平を図るため、特別受益分を考慮したうえで具体的相続分を算定する「特別受益の持ち出し」という制度を設けている。しかし、被相続人が、この持戻しをしなくてもよいという意思表示していた場合には、持戻しをする必要はない。これを持戻し免除の意思表示という（民 903③）。また、具体的相続分を計算する際、一部の相続人が受けた特別受益が、本来の相続分を超える場合、その者はその超過分を他の共同相続人に返済する必要がないとされている（民法 903②）。

(3) 相続させる旨の遺言

民法においては明確な定義がされていないが、登記実務や相続放棄の場面において、特定の財産を特定の者に相続させる、いわゆる「相続させる旨の遺言」が問題となる。この「相続させる」という遺言の相手が相続人でなければ、これは遺贈のことである。しかし、その遺言の相手が相続人である場合、その趣旨は民法 908 条の遺産分割方法の指定に含まれるものとされている。このような指定の場合、判例²は、相続開始と同時にその特定の財産はその特定の者に帰属し、もはや遺産分割の手続きを要しないとする。

1 自筆証書遺言の方式緩和の改正は平成31年1月13日施行されており、配偶者の居住権を保護するための方策の改正は令和2年4月1日以後に開始する相続から、公的機関（法務局）における自筆証書遺言の保管制度の創設の改正は令和2年7月10日から、それぞれ施行される予定である。

2 最判平3.4.19・民集45-4-477

また、その特定の財産の価額が、その者の法定相続分を超える場合には、相続分の指定を含んだ遺産分割方法の指定ということになる。

2. 債務の承継

(1) 債権者との関係と共同相続人間の関係

債務の相続で特に注意したいのは、債権者との関係と共同相続人間の関係である。債権者との関係では、遺産分割の前後において債権者は誰にいくら請求できるかということが、共同相続人間では、遺産分割において債務をどのように分割するかということが問題となる。

(2) 債務の承継と相続分の指定

債務には不可分債務と可分債務があるが、不可分債務は、分割して実現することのできない給付を目的とするものであり、その性質上不可分なものである。例えば、数人が共有財産である1個の家屋を売った場合の引渡債務がこれに当たる。

これに対して可分債務については、相続人は遺産分割の手続きを経ることなく、被相続人の債務をそれぞれの法定相続分に従って承継することとなる。しかし、被相続人が相続分の指定を行った場合、債務もそれに従って承継されるのかという疑問がある。

指定相続分に従って債務が分割されると、法定相続分に従った分割を期待していた被相続人の債権者からすると、債務者の同意なしに、下記で述べる免責的債務引受がなされたと同様な状態となる。債務は債権者の同意なしに債務者が自由に処分できないというのが財産法の原則であるとされている。それならば、相続債務の承継についても、例え法定相続分と異なる相続分の指定がなされても、債務者には対抗できないと解される。

(3) 遺産分割との関係

遺産分割において、特定の債務を特定の相続人が負担又は承継するとの合意がされた場合に、これを債権者との間で有効とするためには、特定の相続人に債務を免責的に引き受けさせた上で、他の相続人を連帯保証人とする免責的債務引受を採用することが多い。

免責的債務引受とは、引受人が債務関係に加入することによって、従来の債務者は、債務負担を免れるという契約である。これに対し、重疊的債務引受というものがあるが、それは、従来の債務者が引き続き

債務者として存続するとともに、引受人も重ねて債務を負担し、従来の債務者とともに連帯債務者となるという契約である。

特定の相続人に免責的債務引受をさせる場合、債務を引き受けない相続人についても、その旨の意思確認のため免責的債務引受契約証書に署名押印を求められることが多い。また、債務に保証人や第三者担保提供の担保が付されている場合は、これらの者からも同意を得ている旨の書類を提出することになる。

以上を踏まえて、改正相続法についてみていくこととする。なお、改正の趣旨については、主に法務省HPを参考にしている。

II 配偶者居住権、配偶者短期居住権の創設

1. 配偶者居住権

(1) 趣旨

被相続人の配偶者が、住み慣れた住環境での生活を継続するための居住権を確保しつつ、その後の生活資金として預貯金等の財産についても一定程度確保するため、考え出されたのが配偶者居住権である。

(2) 内容

① 配偶者居住権の前提

配偶者居住権の制度は、配偶者のための居住建物について、使用収益権限と処分権限とが分割できるとすることを前提とする。

② 配偶者居住権の成立要件

配偶者居住権の成立要件は次の通りである（民1028①・554）。

ア 配偶者が相続開始の時に被相続人所有³の建物に居住していたこと

イ その建物に対し配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の遺産分割、遺贈又は死因贈与がされたこと

③ 配偶者居住権の性質

配偶者居住権は一身専属権であり、帰属主体は配偶者に限定され、配偶者はこれを譲渡することはできない（民1032②）。配偶者が死亡した場合は当然に消滅し、相続の対象とならない（民1036・597③）。存続期間中賃料の支払義務は負わない。

3 「被相続人所有」には、被相続人がその建物について他の者と共有の場合を含まないが、被相続人がその配偶者とのみ共有の場合は含まれる。

その存続期間は、原則として配偶者の終身の間とされているが（民 1030）、遺産分割、遺贈又は死因贈与の際に、存続期間を定めることもできる。ただし、その延長や更新をすることはできない。

配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得れば、第三者に居住建物の使用又は収益をさせることができる。

配偶者が配偶者居住権を第三者に対抗するためには、配偶者居住権の設定の登記をしなければならない。

④ 配偶者居住権の消滅

配偶者居住権の消滅原因は、i) 存続期間の満了、ii) 居住建物の所有者による消滅請求（民 1032④）、iii) 配偶者の死亡、iv) 居住建物の全部滅失等（民 1036・616 の2）である。

2. 配偶者短期居住権

(1) 趣旨

被相続人の配偶者が被相続人の建物に居住していた場合に、被相続人の死亡によりその居住建物を無償で使用する法的根拠を直ちに失うことのないよう考慮されたものである。

(2) 内容

被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、相続開始の時から一定の間、居住建物を無償で使用する権利を有することになり、その権利を配偶者短期居住権という（民 1037①前段）。

配偶者短期居住権の存続期間の終期は、居住建物について配偶者の含む共同相続人間で遺産分割をすべき場合は、遺産分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日、それ以外の場合は、居住建物の所有権を取得した者が配偶者短期居住権の申入れをした日から6か月を経過する日となる（民 1037①後段）。いずれも、最低6か月間は配偶者の居住が保護されることとなる。

3. 配偶者居住権についての税務上の論点

(1) 配偶者居住権と評価上の問題

民法上、配偶者居住権は、居住用建物に対する権利であるが、評価上は居住用建物だけでなく、それに基づく敷地利用権についても考慮する必要がある。

配偶者居住権に基づく敷地の利用権の評価は、その設定の目的となった土地等の時価より敷地所有権等の価額を控除するかたちで計算される。敷地の所有権等の価額は、土地等の時価に、配偶者居住権の存続年数、つまり配偶者の平均余命年数に応じた民法の法定利率による複利現価率を乗じて計算する。そして、配偶者居住権の評価は、その設定の目的となった建物の時価より、配偶者居住権が設定された建物の所有権の価額を控除する形で計算される。配偶者居住権が設定された建物の所有権の価額は建物の時価に、建物の残存耐用年数から配偶者居住権の存続年数を控除した残額の残存耐用年数に対する割合及び存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率を乗じて計算する（相法 23 の2）。

これらにより計算した配偶者居住権等の評価額は、定期借地権等と比べても、意外なほど大きくなる。また、当然のことながら、配偶者が若いほど大きな金額となる。

このような配偶者居住権等について、相続税額の計算上、配偶者の税額軽減の対象となることから、タックスプランニングの選択肢が広がると言える。2次相続をも考慮した財産の分割を考える場合、当然に検討しなければならない項目となる。しかし、タックスプランニングと絡めて考えるならば、後に述べる消滅時課税の問題もクリアする必要がある。

(2) 小規模宅地等の減額特例との関係

配偶者居住権に基づく敷地利用権については、当然に、小規模宅地等の減額特例の対象となる特定居住用宅地等に該当する（措法 69 の4③二イ）。また、敷地所有権についても、同居要件または生計一要件を満たすならば、特定居住用宅地等に該当する可能性がある（同号イ・ハ）。

つまり、居住建物及びその敷地について、配偶者居住権を分離することにより、小規模宅地等の減額特例を適用させる宅地の選択肢が増えることになる。そこで、配偶者居住権を分離しないことを含めた様々な組み合わせから、相続税額の負担上も、相続人らのその後の生活設計上も最適となるものはどれなのか、検討する必要がある。

(3) 配偶者居住権と消滅時課税

前述のように、配偶者居住権は一身専属的権利であることから、相続の対象とはならず、配偶者の死亡

により消滅することになる。そのため、2次相続で配偶者居住権に相続税がかかることはない。

一方、配偶者居住権が設定された居住建物及びその敷地の所有権は、配偶者居住権の消滅により、完全な所有権となる。つまり、これらの所有権者は、その消滅により配偶者居住権の残存価額分の利益を受けることとなる。ただし、配偶者居住権が配偶者の死亡又は当初に定めた存続期間の経過により消滅した時は、配偶者居住権の残存価値は零となるように設計されているため、居住建物及びその敷地の所有権者が受ける利益はないとされている。そして、1次相続により配偶者の税額軽減の対象となった配偶者居住権等や敷地利用権相当額は、相続税が課税されることなく次の世代へ移ることとなる。

では、配偶者居住権を合意等により消滅させた場合はどうなるか。その場合は、消滅直前の配偶者居住権の残存価額は零とならず、これらの所有権者が受ける配偶者居住権の残存価額分の利益に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）は、配偶者からの贈与によって取得したものと取り扱われることとなる（相基通913の2）。

つまり、配偶者居住権をタックスプランニングに利用しようとする場合、将来の合意等による消滅時課税のリスクなども考慮に入れる必要がある。

Ⅲ 遺産分割に関する改正

1. 持戻し免除の意思表示の推定規定の創設

(1) 趣旨

被相続人が配偶者に対し生前贈与を行った場合、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱われ（特別受益の持戻し）、被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されないとの問題があった。これは被相続人が持戻し免除の意思表示をすることで解決可能なものであるが、配偶者の生活の保護のため、黙示の持戻し免除の意思表示が推定できるようなものについては、特別受益の持戻し免除を認めようとする向きがあった。

(2) 内容

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方の配偶者が、他方の配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）の遺贈又は贈与をした場合については、民法903条3項の持戻し免除の意思

表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則としてその居住用不動産の持戻し計算を不要とする。

2. 生前贈与の非課税特例と特別受益の持戻し

(1) 税法における相続時に持戻しの対象となる贈与

相続などにより財産を取得した者が、被相続人からその相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に贈与を受けた財産があるときには、その者の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算するという相続税の特例がある（相法19）。

また、事業承継税制の贈与や相続時精算課税制度を選択した場合の贈与についても、相続時には相続により取得したものとされることから、税法上の持戻しの対象となる贈与となる。

以上のことから、贈与税の特例対象となる贈与と相続法、相続税法における持戻しとの関係をまとめると次の表ようになる。実行しようとする贈与が、特別受益対象贈与の対象となる場合は、遺言により持戻し免除の意思表示をするか、受贈者が相続の際、最悪、具体的相続分を諦めればよいとするかなども、生前贈与時の検討事項となる。

図表：贈与税の特例対象となる贈与と相続法、相続税法における持戻しとの関係

	相続開始前3年以内贈与(相続税法)	特別受益対象贈与(民法相続法)
生活費等の贈与	対象外	対象外
年110万円贈与	対象	通常は対象外
贈与税の配偶者控除	対象外	対象、但し、持戻し免除の意思表示が推定される
相続時精算課税2,500万円	制度選択後のすべての贈与が対象	個々の贈与の内容により判断
住宅取得資金の贈与	対象外	対象
教育資金一括贈与	対象外	特別な教育を受けさせるものは対象
結婚・子育て資金一括贈与	対象外	通常は対象外
特定障害者への贈与	対象外	対象外
農業後継者への農地の贈与	3年以内に限らず全て持戻し	対象
事業承継税制	3年以内に限らず全て持戻し	対象
持戻し価額	贈与時の価額	原則として相続開始時の価額

留意点

【暦年贈与の場合】

相続又は遺贈により財産を取得しなかった者への贈与は持戻しの対象外となり、持戻しの対象となった贈与に係る贈与税のみ相続税から控除するが、贈与税額が相続税額より大きいときに、控除できなかった贈与税額は還付されない。

【精算課税贈与の場合】

贈与税額が相続税額より大きいときに控除できなかった贈与税額は還付される。

【納税猶予の場合】

猶予贈与税額は免除され、また、特例事業承継税制では、承継期間（5年間）後は事業継続困難な場合の免除規定がある。

【特別受益対象贈与】

共同相続人のみが対象となり、金銭の場合、貨幣価値の変動が消費者物価指数を参考に考慮される。受贈者の行為によって受贈財産が滅失等した場合、滅失等しなかったとするが、不可抗力により滅失等した場合、特別受益はないものとする。民法特例（後述）を利用した場合も特別受益持戻しの対象となる。

3. 遺産分割前における預貯金の払戻し制度の創設等

(1) 趣旨

平成 28 年 12 月 19 日最高裁大法廷決定により、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産に含まれることとなり、共同相続人による単独での払戻しができないこととされた。これにより、本決定の共同補足意見においても指摘されているとおり、共同相続人において相続債務の弁済をする必要がある、あるいは、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する必要があるなどの事情により、被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要がある場合に支障を来すこととなった。

(2) 内容

① 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策

各相続人は、相続預金のうち、口座ごと（定期預金の場合は明細ごと）に以下の計算式で求められる額については、家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払戻しを受けることができる（民 909 の 2）。

単独で払戻しをすることができる額=(相続開始時の

預貯金債権の額(口座・明細基準)×1/3×(当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分)

ただし、同一の金融機関（同一の金融機関の複数の支店に相続預金がある場合はその全支店）からの払戻しが受けられるのは 150 万円までとなる。また、満期が到来していない定期預金については、事実上制度の対象とならないことがある。

② 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家庭裁判所に遺産の分割の審判や調停が申し立てられている場合に、各相続人は、家庭裁判所へ申し立ててその審判を得ることにより、相続預金の全部または一部を仮に取得し、金融機関から単独で払戻しを受けることができる（家事事件手続法 200③）。

ただし、生活費の支弁等の事情により相続預金の仮払いの必要性が認められ、かつ、他の共同相続人の利益を害しない場合に限られる。

(3) 預貯金の払戻し制度の相続税申告への影響

金融機関から単独で払戻しを受けた金額については、その共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなされる（民 909 の 2 後段）。しかし、このことが反映されていない遺産分割協議書を相続税申告業務の依頼者である相続人から提示された場合、どのように考えればいいのか。

判例⁴では「共同相続人の全員が、既に成立している遺産分割協議の全部又は一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議をすることは、法律上、当然には妨げられるものではない」としている。つまり、単に相続預金の一部が分割済みであることを書き漏らしたのか、払い戻した預金についても、再度遺産分割の対象としたのか、共同相続人らに確認する必要がある。

一方、税法上、遺産分割協議の合意解除は許されないとされる。遺産の再配分は、相続以外の原因（贈与、交換など）による資産の譲渡と認定される。もっとも、相続税との関係では、税額確定前であれば、事実上、遺産分割協議の合意解除は可能である。しかし、税額確定後は、やむを得ない事情がない限り、合意解除は認められないため留意する必要がある（通則法 23②、通則令 6①二）。

4 最判平 29・判時 1380 号 89 頁

IV 遺言制度に関する見直し

1. 趣旨

遺言の利用を促進することにより、遺産分割をめぐる紛争を防止するという効力を期待するものである。

2. 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書によって遺言をする場合において、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付するときは、その目録については自書することを要しない(民 968②前段)。この場合において、自筆証書に自書によらない目録を添付する場合には、偽造防止のため、遺言者は、目録の各頁に署名押印をしなければならない(民 968②後段)。

3. 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができるようになる。この手続は遺言者本人が遺言書保管所にて行う必要がある。遺言書保管官は本人確認をし、遺言書の方式の適合性を外形的に確認等する(法務局における遺言書の保管等に関する法律4・5)。

遺言者の死亡後、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言が保管されているかどうかを調べること(「遺言書保管事実証明書」の交付請求)(同法 10)、遺言書の写しの交付を請求すること(「遺言書情報証明書」の交付請求)(同法9)ができ、また、遺言書を保管している遺言書を閲覧することもできる。その際、遺言書保管所に保管されている遺言書については、家庭裁判所の検認が不要となる。

遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付がされると、遺言書保管官は、他の相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知する。

V 遺留分制度に関する見直し

1. 遺留分減殺請求権の金銭債権化等

(1) 趣旨

従来の制度では、遺留分減殺請求権を行使することにより当然に物権的効果が生じ、減殺の対象となるすべての遺産は共有になり、その後は共有物分割の手続によって各人の取得財産が確定することと

なる⁵。このことは事業承継の支障となっているという指摘があった。また、遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常は、分母・分子とも極めて大きな数字となり、持分権の処分に支障が出るおそれがある。

(2) 内容

① 遺留分侵害額請求権

遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権となる(民 1046①)。これにより、遺留分減殺請求権の行使により共有関係が当然に生ずることを回避することができる。

② 遺留分及び遺留分侵害額の算定

【遺留分を求める計算式】

遺留分=遺留分を算定するための財産の価額 × 1/2* × 遺留分権利者の法定相続分の割合
※直系尊属のみが相続人である場合には 1/3

【遺留分侵害額を求める計算式】

遺留分侵害額=遺留分額-遺留分権利者が受けた特別受益の額-遺産分割の対象財産がある場合には遺留分権利者の具体的相続分に相当する額* +被相続人に債務がある場合にはその債務のうち遺留分権者が負担する債務の額
※「遺産分割対象資産がある場合」には既に遺産分割が終了している場合を含み、「遺留分権利者の具体的相続分」は寄与分による修正は考慮しない。

③ 遺留分算定基礎財産

遺留分対象贈与と受贈者、持戻し価額についてまとめると次の表のようになる。

図表：遺留分対象贈与と受贈者、持戻し価額

持戻し対象	受贈者の区分	持戻し価額
①相続開始前1年以内の贈与	全ての者	相続開始時の価額
②遺留分権利者に侵害を加えることを知ってされた贈与	全ての者	相続開始時の価額
③不相当な対価による有償行為	全ての者	相続開始時の価額
④特別受益となる贈与*	共同相続人	相続開始時の価額
⑤民法特例の固定合意を受けた贈与	共同相続人	贈与時の価額

※②を除き相続開始前 10 年間にしたものに限る

5 最判平8.1.26・判時1559号43頁

2. 事業承継と遺留分侵害対策

(1) 特定贈与者が贈与を受けた財産について遺留分減殺請求

特別受益の持戻しについては、具体的相続分を諦めればいいとの割り切りも可能である。しかし、他の相続人の遺留分を侵害したことにより、せっかく贈与を受けた自社株式を手放さなければならないこととなったら、そちらの方が問題である。

(2) 自社株式の贈与は遺留分対象贈与に該当するか

遺留分に係る相続法改正により、遺留分算定基礎財産が見直され、相続人に対する贈与については相続開始前 10 年間にしたものに限り算入されることになり、また、相続人に対する贈与については特別受益に該当する贈与に限られることとなった。そのため、自社株式の贈与についても、相続開始前 10 年超の期間にされたものならば、持戻しの対象とならないのではないかとする風説が広まり、新民法は事業承継税制の追い風になるとの観測が広まった。

しかしながら、遺留分権利者に侵害を加えることを知ってされた贈与については、期間制限なく持戻しの対象となる。高額な自社株式の贈与は、まさにこの遺留分権利者に侵害を加えることを知ってされた贈与に該当すると考えるのが、現時点での主流意見となる。

(3) 遺留分に関する民法の特例

事業承継税制導入時に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律において、事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法の特例が創設された。これは、後継者を含めた現経営者の推定相続人全員の合意の上で、現経営者から後継者に贈与等された自社株式について、①遺留分算定基礎財産から除外（除外合意）、又は、②遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定（固定合意）をするものである（円滑化法4）。

中小企業庁HPには、除外合意について、後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続に伴って自社株式が分散するのを防止できるとあり、固定合意については、自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者は相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなるとの記載がある。

しかしながら、民法特例を受けるためには一定の要件を満たす必要があり、推定相続人全員の合意を得て、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を受けることが必要である。

図表：民法特例を利用するための主要な要件

対象者	要件
会社	中小企業者であること。 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
旧代表者	過去又は合意時点において会社の代表者であること。
後継者	合意時点において会社の代表者であること。 旧代表者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外も対象
合意時期	平成 28 年4月1日以降に合意したもの

(4) 遺留分の生前放棄

遺留分に関する民法の特例に対し、従前からある遺留分の生前放棄の制度がある(民1049)。これは、遺留分を有する相続人が、相続の開始前（被相続人の生存中）に、被相続人の住所地の家庭裁判所の許可を得て、あらかじめ遺留分を放棄することができるものである。中小企業庁のHPには、遺留分を放棄するには、各相続人が自分で家庭裁判所に申立てをして許可を受けなければならず負担が大きいこと、家庭裁判所による許可・不許可の判断がバラバラになる可能性があることなどから、自社株式の分散防止対策としては実際上は利用しにくいとの記載がある。しかし、特例の適用の対象外となる自社株式の贈与についても利用できることから、利用を検討する価値があると思われる。

家庭裁判所への申立数は毎年 1000 件前後であるが、認容率は 90%超という高い割合となっている。家裁の許可基準は次の通りである。

- ① 遺留分権利者の自由意思によるものであること
- ② 放棄に合理性、必要性があること
- ③ 放棄と引換えに贈与等の代償給付がなされたかという代償性があること

この制度はあくまでも被相続人の生前に行われるものであることから、相続放棄ではないので、遺言を作成しなければ意味がないことにも留意する必要がある。

ある。

(5) 遺留分減殺請求と期限確定、後発的事由に対する更正の請求

① 遺留分侵害額請求権と消滅時効

遺留分侵害額請求権による権利行使は、i) 遺留分に関する権利の行使、ii) 遺留分侵害額に相当する金銭債権の行使（金銭債権の履行請求）の2つのステップにより行われる。この改正により、遺留分侵害請求権が金銭債権となったことにより消滅時効にかかること（10年、債権法改正後は5年）となった。また、金銭を直ちに準備することができない場合、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができることが特徴的である。

② 贈与者の相続の開始に伴い遺留分減殺請求がなされた場合の贈与税の納税猶予の特例

納税猶予の対象とされた自社株式の相続について、遺留分侵害額請求権を行使された場合の対応について、次のような問題が提起されている。

ア 特例受贈非上場株式等の一部を返還することにより、贈与税の納税猶予の特例について、措置法第70条の7第1項に規定する特例の対象となる贈与に係る要件を満たさないこととして遡及して取り消されることになるのか

イ 特例受贈非上場株式等の一部返還は、期限確定要件に該当するか

このうちアについては、国税庁の質疑応答事例の「問41 特例受贈非上場株式等の修正(2)：贈与者の相続の開始に伴い遺留分減殺請求がなされた場合の贈与税の納税猶予の特例関係」において、適法に受けていた贈与税の納税猶予の特例の適用について、特例適用時に遡及して取り消されることはないとするが、遺留分侵害額請求権ならば遡及という議論はありえない。また、イについては、旧法における現物返還と異なり、金銭債権である遺留分侵害額請求権を自社株式で購うのであるから、それはあくまでも代物弁済であり期限確定要件となる譲渡である。

そもそも、自社株式をまた分散させることは、事業承継税制の趣旨に反することである。遺留分減殺額請求権を行使された場合は、可能な限り支払期限の猶予を求め、また会社などから資金調達をして、債務の履行を果たすことが望まれる対応であると思われる。

VI 特別寄与者制度の創設

1. 特別寄与者制度

(1) 趣旨

共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、法定相続分、代襲相続分、指定相続分の規定（民900～902）により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とするという規定がある（民904の2）。しかし、寄与者が被相続人の子の配偶者のような場合は、その寄与について報いる制度がなかったため、その者について、相続財産を分配するために特別寄与者制度が設けられた。

(2) 内容

被相続人に対して、無償で療養看護やその他の労務の提供をしたことにより、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の相続人でない親族については、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の特別寄与料の支払を請求することができる（民1050①）。これは、遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、従前と同様に相続人だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたものである。

なお、特別寄与料の支払いについて、当事者間に協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は家庭裁判所に対して協議に変わる処分を請求することができるが、その期限は特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った日から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときまでである（民1050②）。

また、特別の寄与の制度創設に伴い家庭裁判所における手続規定（管轄等）が設けられた（家事事件手続法216の2～216の5）。

寄与者の立場	民法制度
他人	特別縁故者（民958の3）
相続人	寄与分（民402の2）
親族	特別の寄与料（民1050①）

(3) 特別寄与料の算定

特別の寄与料の額について家庭裁判所の処分を請求した場合、特別の寄与料の額はどのように算定されるか疑問がある。

民法 904 条の2(寄与分)に関し、裁判所ホームページ⁶では、寄与分が認められるためには、i) 特別の寄与であること、ii) 財産の維持又は増加と因果関係があること、iii) 寄与行為に対し対価を受けていないこと、iv) 相続開始時までの寄与であることが必要としている。

民法 1050 条においても、「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与」とされていることから、基本的な考え方は同じであると思われる。つまり、その寄与行為と遺産の維持増加に具体的な因果関係が必要であり、家裁実務では、この認定は非常に厳格である。

また、特別寄与は「財産形成の対価」であることから、例えば被相続人を介護していた場合などは、扶養義務の範囲を超えるものであり、同等の介護をヘルパー等雇った場合の支払額が算定の基準となる。

(4) 相続税法の対応

① 制度の創設

民法において特別寄与料の規定が設けられることに対応し、特別寄与料に係る課税について、次のようにされた。

- ア 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税が課税される(相法4②)。
- イ 上記アの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日の翌日から 10 月以内に相続税の申告書を提出しなければならない(相法 29①・31②)。
- ウ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する(相法 13④)。
- エ 相続税における更正の請求の特則等の対象に

上記アの事由を加える(相法 32①七)。

② 効果

特別寄与料は、被相続人の親族について支払われるものであり、相続税の計算の枠組みでの制度となる。つまり、特別寄与者については相続税の納税義務者となるだけでなく、被相続人の一親等の血族(代襲相続人となった孫(直系卑属)を含む。)及び配偶者以外の者であることから、特別寄与料は、相続税額の2割加算の対象となる(相法 18)。

一方、相続人については、財産上の給付(金銭等出資型)などについて特別の貢献をした者に対して実費精算をすることに替えて、特別寄与料を支払うことにより、相続税の負担を軽減させることができる。また、課税関係が明確になったことにより、係争事案でなく円満相続の場合においても、特別寄与者との話し合いで特別寄与料を支払う道も開けた。

VII 相続の効力等に関する見直し

1. 債権及び債務の承継と第三者対抗要件

(1) 改正の背景

相続債務が法定相続分により承継されると考えると、相続財産が法定相続分により承継されていない場合、それによって相続債権者の利益を害されるケースがあると考えられる。なぜならば、被相続人が債務超過でない場合であっても、相続債権者は、各共同相続人が各法定相続分により承継した相続債務について、分割後の相続財産では十分な引当にならないことが考えられるからである。ここで問題となるのは、相続による財産の取得と債権者である第三者の権利との関係である。

不動産に関する物件の変動の対抗要件として、民法 177 条は、登記を必要とするとしている。そして、遺贈による不動産の取得は、登記をしなければ、これを第三者に対抗することができないとされている(最二判昭 39.3.6・民集 18-3-437)。

しかし、判例⁷は、相続させる旨の遺言のうち遺産分割方法の指定がされたもの(以下、「特定財産承継遺言」という。)や相続分の指定がされたものについては、登記等の対抗要件を備えなくても、その権利取得を第三者に主張することができると判示してきた。

6 http://www.courts.go.jp/kyoto/saiban/katei/isan_qa/index.html#q15

7 特定財産承継遺言については、最二小判平14.6.10・家月55-1-77、相続分の指定については、最二小判平5.7.19・家月46-5-23

これについては、遺言の有無及び内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益を害するとか、登記制度や強制執行制度の信頼を害するおそれがあるなどの批判があった。

法定相続分を超える処分の類型と法定相続分での差押えとの関係は、従来、次のように考えられていた。

図表：法定相続分を超える処分の類型と法定相続分での差押えとの関係（改正前）

法定相続分を超える処分の類型	承継形態	法定相続分での差押えとの関係
遺贈	特定承継	登記が早い方が優先
特定財産承継遺言	包括承継	常に特定財産承継遺言が優先
相続分の指定	包括承継	常に相続分の指定が優先
遺産分割	(包括承継)	登記が早い方が優先

(2) 改正の内容

相続させる旨の遺言についても、法定相続分を超える部分については、登記等の対抗要件を具備しなければ、債務者・第三者に対抗することはできないとされた（民 899 の2）。

図表：法定相続分を超える処分の類型と法定相続分での差押えとの関係（改正後）

処分の類型	承継形態	法定相続分での差押えとの関係	
		改正前	改正後
遺贈	特定承継	登記が早い方が優先	登記が早い方が優先
特定財産承継遺言	包括承継	常に特定財産承継遺言が優先	
相続分の指定	包括承継	常に相続分の指定が優先	
遺産分割	(包括承継)	登記が早い方が優先	

また、被相続人が相続開始の時において有した債務の債権者は、相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第 900 条及び第 901 条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでないとされた（民法 902 条の2）。

2. 債務の承継と共同相続人間の対応

上記のような考え方は、共同相続人と債権者との関係においての話である。

最高裁平成21年3月24日第三小法廷判決は、「相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継することになると解するのが相当である。」と示している。つまり相続分の指定や特定財産承継遺言、さらには遺産分割協議による決定は、共同相続人間では有効ということである。これを超えて債務弁済をした相続人は、他の共同相続人に対し求償権を有すると考えられる。しかし、実務的には、可能な限り、債権者の承諾により免責的債務引受を行うことになる。

3. 遺産分割協議による債務の分割を超える債務弁済についての税法上の理解

遺産分割協議による債務の分割を超える債務弁済をした相続人は、他の共同相続人に対し求償権を有すると考えるならば、実際にその求償権を行使しなければ、やはり、相続税法8条の問題が生じることとなる。これについては、相続債務についての事例ではないが、求償権を行使する意思のないまま行われた代位弁済について、相続税法8条が適用された裁判例⁸がある。

ただし、同条前段規定に該当すると考えられる場合であっても、同条但し書き規定、資力喪失の場合の特例が適用される余地はある。

VIII おわりに

相続人はそれぞれに立場が異なり、その異なる私人間の権利義務関係を規律するのが民法相続法である。我々税務専門家は、これらの規定を理解した上で、それに則ったタックスプランニングを示すことができ、また、権利関係調整の一助となることができる。つまり、民法相続法についての正確な知識を学び、適宜、他の専門家の知恵を借りながら、税務についての専門性を発揮することが我々の求められるところであろう。

8 東京地判平16.11.30・Z254-9840



しょー君
(消費税担当)

■TAINSメールニュース No.418 2019.7.4

債務免除益に対応してされたグループ法人間の
不動産の売買損失の計上

(平29-03-08 東京地裁 認容 確定 Z267-12989)

本件は、原告らの間における土地の売買による売却損について、原処分庁から、売買が架空の取引であるとして、法人税の更正処分及び青色申告の承認の取消処分を受けた事例です。被告である原処分庁は、本件各土地につき所有権の移転の登記が行われていないこと、根抵当権の解除等が行われていないこと、架空の借入金及び貸付金を利用して売買代金の清算が行われたこと、固定資産売却損の計上は、債務免除益又は受贈益の金額に対応してされたものであり、原告らの創始者である丙の相続税対策の結果生じた法人税の課税を免れるために行われたものであることが推認されること、土地A1、土地B2等については、従前の土地の所有者と土地の使用が一致していたにもか

かわらず、売買契約書によれば、これが相違するに至るもので、売買を行う必要性が認められないこと等を主張していましたが、裁判所は次のとおり判断し、原告の訴えを認容しました。

被告の主張する各点等については、いずれもこれらをもって本件各取引が架空のものであると推認するには足りず、これらを総合しても同様であり、他方で、原告らには本件各取引を架空のものとしてではなく実際に行う理由があり、不動産売買契約証書が存し、これを前提とする実質的な売買代金の清算や土地の賃料、固定資産税相当額等の授受がされていること等からすれば、本件各取引が、架空のものであるとはいえないというべきである。そうすると、本件各更正処分等は、違法な処分として取消しを免れない。

＜検索方法＞【キーワード】 Z 2 6 7 - 1 2 9 8 9

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

■TAINSメールニュース No.419 2019.7.11

代表者個人名義のクレジットカードで支払われた
飲食代金と重加算税の適法性

(平30-09-21 非公開裁決 一部取消し F0-2-855)

請求人が、税務調査を受けた際に交際費勘定に計上した費用が損金に算入されないなどとして法人税等の修正申告をしました。この費用については、請求人の代表取締役甲の個人的な飲食代金を甲名義のクレジットカードで支払われたものを損金の額に算入したとして、原処分庁が重加算税の賦課決定処分をしました。この行為について隠蔽又は仮装の事実があるか否かが争われた事案です。

審判所は、次のように判断し、請求人の一部取消しの主張を認めました。

本件各カードが甲の個人名義のカードであることのみをもって、本件各飲食等代金は甲の個人的な飲食等に係る金額であるとまではいえない。

その他の証拠及び当審判所の調査によっても、本件各飲食等代金の全てについて甲の個人的な飲食等に係る金額であることを推認させるに足りる証拠はない。また、各飲食等代金の全てについて、甲が個人的な飲食等に係る金額であることを認識しながら、請求人の各事業年度の総勘定元帳の各費用勘定に計上したとする仮装の事実を認めるに足りる証拠もないことからすれば、各飲食等代金の全てについて、個人的な費用であることを甲が認識しながら各費用勘定に請求人の費用として計上したとは認められない。

したがって、本件各飲食等代金について、国税通則法第68条第1項に規定するところの隠蔽又は仮装の事実とは認められない。

＜検索方法＞【キーワード】 F 0 - 2 - 8 5 5

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士協同組合の

税理士顧問料の
集金は **報酬自動支払制度**

税理士顧問料の集金は『口座振替』が便利です。
ニーズに合わせて選べる2タイプ

関与先1件から
POST
郵送型

入金管理も楽々
e-NET
ネット型 24時間

資料請求はこちら

報酬自動支払制度 検索 e-NETの集金支援システム特許取得<特許第5117097号>

関与先様の
集金は **My 集金NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

代金回収は口座振替が安心・便利です。

- アパート・マンションの家賃、管理費
- 駐車場利用料 ● 貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝
- 新聞雑誌の定期購読料や不定期な

集金業務を1件からサポートします。

税理士先生へ

ご紹介謝礼としてご利用成約1関与先につき **30,000円**お支払いします。

東京税理士協同組合

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
東京税理士協同組合会館 〒151-0051
<http://www.tozeikyo.or.jp>

0120-155-551

お問合せ
資料請求
東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス
事務代行社 10860426(07)



TAINSメールニュース No.420 2019.7.18

消費税の不申告の行為が「偽りその他不正の行為」に該当するとされた事例

(平30-06-29 東京地裁 棄却 確定 Z888-2224)

診療放射線技師である原告は、事業所得を申告除外していたため、税務調査の結果、平成19年ないし平成25年分の所得税の修正申告及び同7課税期間の消費税等の期限後申告をして所得税及び消費税等を納付しました。原告が、その後の平成19年及び平成20年課税期間の消費税等に係る賦課決定処分を不服として、「偽りその他不正の行為」はなく、(1)賦課決定の除斥期間を経過してされた違法なものであるとして、その取消し、(2)納付した消費税等について、国税徴収権が5年で時効消滅した後の納付義務を欠く過誤納金に当たるとして、その返還を求めました。裁判所は、次のように判断し、いずれも棄却しました。

所得を課税対象とする所得税や法人税においては、真実の所得を隠蔽し、それが課税対象となることを回避するため、所得金額を殊更に過少に記載した内容虚偽の確定申告書を税務署長に提出する行為は「偽りその他不正の行為」に当たり、所得秘匿工作をした上で申告をしなかった場合には、所得秘匿工作を伴う不申告の行為が「偽りその他不正の行為」に当たると解される。

資産の譲渡等を課税対象とする消費税等においては、資産の譲渡等を秘匿する工作を伴う不申告の行為があれば、それが「偽りその他不正の行為」に当たり、資産の譲渡等の秘匿工作とは、税務当局による資産の譲渡等の把握を困難にさせる一切の行為を指すと解される。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2224

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

TAINSメールニュース No.421 2019.7.25

固定資産税／ショッピングセンターの開発許可に不可欠な調整池の評価

(平31-04-09 最高裁 破棄差戻し Z999-8403)

本件は、2筆の土地(調整池)について、志摩市長は地目を「宅地」と評価し、納税義務者である上告人は「池沼」と主張している事案です。最高裁は、次のように判示して、原判決を破棄し、本件を名古屋高裁に差し戻しました。

本件各土地は、ショッピングセンター(商業施設)の開発に伴い調整池の用に供することとされているのであるが、開発許可に条件が付されていることは、各土地の用途が制限を受けることを意味するにとどまり、また、調整池の機能は、一般的には、開発の対象となる地区への降水を一時的に貯留して下流域の洪水を防止することにあると考えられる。そうすると、上記条件に従って調

整池の用に供されていることから直ちに、各土地が商業施設の敷地を維持し、又はその効用を果たすために必要な土地(宅地)であると評価することはできない。

したがって、各土地が調整池の用に供されており、その調整機能を保持することが開発行為の許可条件になっていることを理由に、土地1の面積の80%以上に常時水がたまっていることなど、各土地の現況等について十分に考慮することなく、各土地は宅地である商業施設の敷地を維持するために必要な土地であるとして、地目を宅地と認定した上、市街地宅地評価法により算出された登録価格が評価基準によって決定される各土地の価格を上回るものではないとした原審の判断には、固定資産の評価に関する法令の解釈適用を誤った違法がある。

〈検索方法〉【キーワード】Z999-8403

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています

◆全税共の事業◆

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険	経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン	ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険	就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険	入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します

全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等)顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか





■TAINSメールニュース No.422 2019.8.1

固定資産税の非課税／商店街の通路／「公共の用に供する道路」該当性

(平26-12-01 福岡高裁 一審原告らの請求棄却 Z 999-8405)

一審原告らが、非課税とすべき土地(通路)が固定資産税等の課税対象とされたとして、福岡市中央区長がした各賦課決定の取消しを求めるとともに、過納金相当額等の支払を求める事案です。

裁判所は、下記のとおり、各通路のうち商品が陳列可能な範囲を除いた部分を超える部分の取消しをした一審判決を変更し、一審原告らの請求を棄却しました。

各通路(少なくとも原審認定道路部分)は、道路の機能のうち、一般交通を確保するという機能を果たしているといえるものの、現に建物の敷地として利用されて

いるほか、一審原告らによって、いつでも制約され得る状況にあり、実際にも、各通路の上空は、一審原告公社によって利用され、各通路が何らの制約なく開放されているとはいえず、日照、採光、通風等の環境を確保し、都市機能の維持向上を図るといふ道路の機能を十分に果たしているということも困難である。

各通路については、何らの制約なく一般公衆の利用に供され、公の行政目的が達成されているとはいえず、地方税法348条2項5号が「公共の用に供する道路」について非課税とした趣旨も妥当しないというべきである。

したがって、各通路は、「公共の用に供する道路」に該当するとはいえない。

〈検索方法〉【キーワード】Z999-8405

(税法データベース編集室：大高 由美子)

■TAINSメールニュース No.423 2019.8.8

重加算税の賦課要件～相続税の申告における現金の申告漏れ～

(平30-04-24 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2238)

原告は、被相続人名義の各口座から引き出し、相続開始日において自宅等に保管していた現金の額は2000万円を超えていましたが、現金の額は70万円であるとして相続税の申告をしました。この事案では、修正申告をした現金の申告漏れについて、重加算税の賦課要件を満たすか否かが争われました。

裁判所では、平成7年4月28日最高裁判決の判断を示したうえで、次のとおり判断し、国税通則法68条1項所定の賦課要件を満たすとしました。なお、この判決は控訴審(Z888-2245)においても維持されています。

原告は、支出(被相続人のために支払った費用)の記載額が収入(各口座等からの引出し)の記載額を上回っているため本

件現金の存在を認識することが困難な内容の書面を作成して税理士に交付し、税理士からの現金の有無に関する質問に対する回答を殊更に避け、また、実際に保管されている現金の額と著しく異なる金額が相続財産である現金の額として申告書に記載されていることを認識しつつ、あえてこの相違につき税理士に指摘しなかったと認められる。

原告は、当初から相続財産である現金を過少に申告することを意図し、その意図に基づき、税理士に対して本件現金の存在を知られないようにする特段の行動をし、その結果として、税理士に相続財産である現金が70万円にとどまる旨の記載をした申告書を作成させ、上記の意図に基づく過少申告をしたと認められる。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2238

(税法データベース編集室：依田 孝子)

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

加入のおすすめ**税理士職業賠償責任保険**

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

資料請求先 株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

ホームページ [ぜいばいほけん](#) 検索

電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907



TAINSメールニュース No.424 2019.8.15

青色取消しと国家賠償／みなし解散の登記による
2事業年度連続の期限後申告

(平30-10-23 東京地裁 棄却・控訴 Z888-2233)

会社法472条1項では、休眠会社(当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したもの)が、一定の要件に該当した場合には、解散したものとみなす旨規定しています。本件では、3月31日を決算日としていた原告に対し、上記規定により、平成27年1月20日付けで解散登記がなされました。

これにより、原告の事業年度は、事業年度開始の日から解散の日(平成27年1月20日)までの期間が1事業年度とみなされ、その結果、原告は、2事業年度連続して期限後申告となったため、課税庁が、青色取消処分を行った事案です。

原告は、国に対し、処分の取消しと慰謝料等を求めて訴訟

を提起しました。

裁判所は、青色取消処分について、次のように判断し、請求を棄却しています。

原告の平成27年3月申告書、平成28年3月申告書は、いずれも各年の前年の4月1日から当年3月31日を事業年度とするものであるから、原告は、事業年度の異なる確定申告書を提出したものであって、適法な確定申告書の提出とは認められない。原告が平成27年3月申告書を提出したのは、同年6月1日であり、平成28年3月申告書を提出したのは、同年6月1日であるから、原告は、いずれも、期限後に確定申告書を提出したものと見え、これは事務運営指針4の「2事業年度連続して期限内に申告書の提出がない場合」に該当する。

〈検索方法〉【キーワード】Z888-2233

(税法データベース編集室：草間 典子)

TAINSメールニュース No.425 2019.8.22

一般社団法人の非営利型法人／会員制のゴルフ場
を経営する一般社団法人

(平30-03-01 非公開判決 棄却 F0-2-838)

本件は、ゴルフ場を経営する一般社団法人である請求人が、非営利型法人に該当するか否かが争点となった事例です。審判所は、法人税法2条9号の2の非営利型法人とは、同条の規定を受け、法人税法施行令3条1項及び2項では、同条1項各号及び2項各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人とする旨規定し、同条1項1号及び2号には、その定款に、剰余金の分配を行わない旨、及び解散したときはその残余財産が国又は地方公共団体等に帰属する旨の定めがあること及び同条2項3号では、「その主たる事業として収益事業を行っていないこと」を掲げているとし、次のとおり請求人の請求を棄却しました。

請求人の法人区分の異動届出書に添付された定款には

剰余金の分配を行わない旨の定め及び解散したときはその残余財産が国又は地方公共団体等に帰属する旨の定めがなく、請求人は本件各事業年度において、上記要件を満たしていない。また、請求人の主たる事業は、ゴルフ場等を設け、これを用途に応じて他の者に利用させる事業であるから、同令5条1項27号に掲げる遊技所業に該当する。

請求人は、上記定款の定めはしていないが、剰余金の分配を行うことはできず、残余財産は国又は地方公共団体等に帰属することになるから、実質的に、非営利型法人に該当する旨主張する。しかしながら、請求人が法令に定める要件を満たしていない以上、請求人の主張は、請求人が非営利型法人に該当しないという判断に影響を与えるものではないから、請求人の主張は採用できない。

〈検索方法〉【キーワード】F0-2-838

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

税務雑誌目次検索システム

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&A master・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができます。また、雑誌自体の検索も可能となっています。





■TAINSメールニュース No.426 2019. 8. 29

一括譲渡した場合の土地の概算取得費～建物の買換資産該当性～

(平31-04-01 非公開裁決 棄却 F0-1-998)

被相続人甲は、賃貸の用に供していた建物の購入価額を基に、不動産所得の減価償却費を計算し、当該建物及びその敷地に係る譲渡所得の取得費を算定するなどして、平成24年分ないし平成26年分の所得税等の各申告をした後、その納付義務を承継した請求人らが平成26年分の不動産所得と分離長期譲渡所得の金額に一部誤りがあったとし修正申告をしたところ、原処分庁が、甲は当該建物の持分を買換資産とする特定の事業用資産の買換え特例(旧措法37・本件特例)の適用を受けていたから、当該持分に係る取得価額は引継価額によるべきであるとして更正処分等をしたのに対し、請求人らは、甲は本件特例の適用を受けていないとして処分の取消しを求めた事案です。

審判所は次のように判断し、請求人らの主張を退けました。納税者が譲渡した年分の確定申告書に本件特例の適用を受けようとする旨を記載するなどして申告をした場合には、たとえ本件特例の要件を充足していなかったとしても、その申告により本件特例の適用を受けて計算された税額は確定し、修正申告又は更正により本件特例の適用が認められないことにならない限り、当該納税者は本件特例の適用の効果を楽しみ続けることになる。そのような納税者に引継価額(旧措法37の3(1))が適用されないとすれば、同項の趣旨に反することになる。本件譲渡所得については本件特例が適用され、課税が繰り延べられており、甲は、本件特例の適用を受けた者に該当し、本件資産は、本件特例の適用を受けた者の「買換資産」に該当する。

《検索方法》【キーワード】 F0-1-998

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINS

税理士がつくる、
税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中

0円 / 30日間限定

30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます

お試し会員への申し込み方法

STEP.1

税理士登録番号の用意



お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。

STEP.2

お試し会員申込み
フォーム入力

お試し会員申込みフォーム
<https://app6.tains.org/form/trial/>
より、必要事項をご入力いただき、送信してください。

STEP.3

事務局にて照会
・登録作業

送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。

STEP.4

ご利用開始のご案内



お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。

1 税法データベース収録情報一覧 2019.9.30現在

	所得稅	法人稅	相続稅	消費稅	他國稅	地方稅	その他	計
判決	6,106	3,263	1,508	287	513	345	779	12,801
裁決	1,927	1,497	1,095	409	178	8	1	5,115
通達	3,536	4,705	1,974	736	21	0	246	11,218
相談事例	3,735	3,913	2,760	2,395	125	1	326	13,255
その他文書	0	0	0	0	0	0	88	88
行政文書	83	121	0	0	0	0	1,892	2,096
計	15,387	13,499	7,337	3,827	837	354	3,332	44,573

・裁決には、非公開裁決2,660件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は8,227件です。

2 収録期間 2019.9.30現在

国 税	収録期間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和元年4月9日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は平成31年1月25日まで
その他		判決・裁決 令和元年8月27日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

■日税連税法データベース会員数一覧 2019年9月30日現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,291	15
東京地方	690	4
千葉県	240	1
関東信越	547	0
近 畿	1,184	1
北海道	185	0
東 北	345	0
名古屋	479	1
東 海	333	1
北 陸	155	0
中 国	330	0
四 国	162	0
九州北部	285	0
南九州	233	0
沖 縄	74	0
小 計	7,533	23
そ の 他	239	
合 計	7,795	

TAINS研修会のお知らせ

中国税理士会

日 時：令和元年10月23日（水）
14：00～16：30

会 場：岡山県税理士会館（岡山市）

講 師：若林俊之 草間典子

テーマ：「推計取得費の検討と実務的対応」

中国税理士会

日 時：令和元年10月24日（木）
14：00～16：30

会 場：中国税理士会館（広島市）

講 師：若林俊之 草間典子

テーマ：「推計取得費の検討と実務的対応」

東北税理士会

日 時：令和元年12月10日（火）
13：30～16：30

会 場：パレスへいあん（仙台市）

講 師：土屋栄悦 住吉真

テーマ：「所得税トラブル事例の検討」



■発行日／2019年10月15日（VOL.25 通巻第220号）

■発行所／一般社団法人日税連税法データベース

■編集・発行人／西村 高史

■住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館3F

TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298

■Mail：info@tains.or.jp

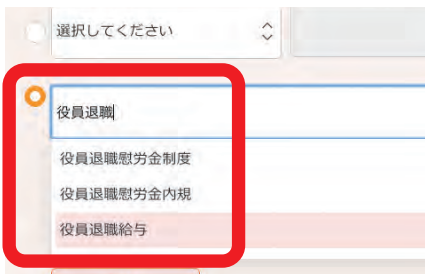
■HP：https://www.tains.org

生まれ変わったタインズ・シックス ぜひご体感下さい!!



進化した「タインズ・シックス」の新しい機能

■ 新しく、使いやすくなった検索機能



ワードを入力すると、TAINS キーワードの候補が提示され、最適な検索をサポートします。

■ 外部と連携して進化していく横断検索



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ スマートフォンにも対応

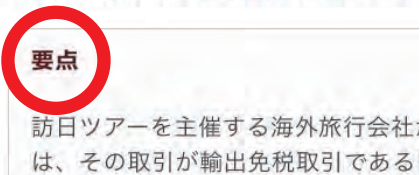


TAINS6はスマホやタブレットに対応しました。調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 税理士視点の「要点」

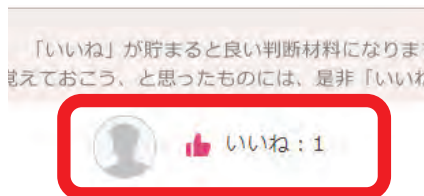


平成28年2月24日判決
【輸出免税/外国法人主催の訪日旅行】



判決・裁決については、税理士視点による『要点』を新たに収録していきます。

■ 税理士の集合知としての「いいね」



ユーザーである税理士の集合知によって、役立つ情報が一目でわかります。

■ 便利なブックマーク



後から読み返したい情報はブックマークすることができます。

『タインズ・シックス』はサービス面でもバージョンアップしました。

■「無料お試し会員」もスタート



会員でない税理士でもお試し会員に登録すると、30日間、有料会員とほぼ同一の機能をご利用いただけます。

■ 税理士法人にも対応



新たに法人会員にも対応しました。法人のニーズに合わせて複数のライセンスをご提供します。

■ お得な年会費制度

24,216円 → **22,186円**
(月払いの場合) (年払いの場合)

お支払はクレジットカード決済と口座振替からお選び頂けます。

ちょっとお得な年会費制度も導入しました。あわせて、クレジットカードによる決済も可能になりました。

申込はホームページ、または下記入会申込書を FAX!!

ホームページアドレス

www.tains.org



■ トップページの入会申し込みボタンから!!

■ または、下記の申込書を FAX してください。
 FAX : 03-5496-1298 へお送り下さい。



入会申込書

私は、貴法人の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込みをいたします。

フリガナ	税理士（法人）登録番号	所属税理士会	所属支部
氏名／法人名			
メールアドレス ^{※1}			
会費等支払方法 ^{※2} どちらかに○をつけてください	口座振替 ・ クレジットカード決済	会費等支払期間 ^{※3} どちらかに○をつけてください	月払い ・ 年払い

※1 ご登録いただいたメールアドレスは、利用目的（メールニュース・研修等の TAINS からのお知らせ）の範囲内で適切に取り扱いいたします。

※2 口座振替を選んだ方には、口座振替依頼書を郵送いたします。また、クレジットカード決済を選んだ方には、クレジットカードの登録方法をメールでご案内いたします。

※3 年払いの場合は、年払い期間中に退会しても既に支払われた会費及び利用料は返還されません。

※お申込み確認後、ID 及びパスワードをメールでお知らせいたします。

※入会月は無料です。

※税理士以外の申込者は、一般社団法人 日税連税法データベースまでお問い合わせください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F
 TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298
 Mail: info@tains.or.jp HP: https://www.tains.org

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和 28 年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に一。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。
是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁**（関東信越税理士会 会長）



税理士 団体保障

選べる医療保障 マイセレクト

団体介護保障

おしどり保障

所得補償

個人年金

普通年金

大型年金

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら

